

小郡市高齢者社会活動支援センター指定管理者募集要項

小郡市高齢者社会活動支援センター条例（平成17年小郡市条例第33号。以下「条例」という。）第6条の規定による指定管理者の募集を行う。

1. 施設の概要

- (1) 名 称 小郡市高齢者社会活動支援センター（以下「センター」という。）
- (2) 所 在 地 小郡市福童688番地1
- (3) 建物概要 鉄筋コンクリート造り2階建て
建築面積648.7 m²、延床面積1階545.07 m²、2階411.64 m²
- (4) 開館時間 午前9時から午後10時まで
- (5) 休 館 日 土日祝日及び12月28日から翌年1月4日まで
※ただし、市長が特に必要があると認めたときは、開館時間及び休館日を変更することができる。

2. 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間

3. 業務内容

- (1) センターの使用の許可に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - ①保守管理業務
建築物の内外及び設備（空調設備、給排水設備、電気設備、防災設備等）の日常点検及び定期点検を行い、初期の性能を維持すること。
 - ②環境維持管理業務
施設及び敷地内の環境を維持し、快適な環境を保つため、清掃業務を適切に行い、床、壁、ガラス、照明器具等について、場所ごとに日常清掃、定期清掃を組み合わせること。
 - ③保安警備業務
施設内の秩序を維持し、事故、盗難、破壊等の犯罪及び火災等の災害発生を警戒・予防し、財産の保全と利用者の安全を守るために、保安警備業務を適切に行うこと。また、地震及び火災発生等の災害発生に対する消防計画書をあらかじめ作成し、定期的な訓練の実施等により職員への周知徹底を図ること。
- (3) センターの使用に係る利用料金の徴収に関すること。
ただし、センターの使用に係る利用料金の徴収については代行をお願いするが、収入は小郡市のものとする。
- (4) 前各号に掲げるほか、市長が必要と認める業務に関すること。

4. 管理運営経費

指定期間中の管理運営経費については、市と指定管理者で協議を行い、年度協定書に基づいて市が予算の範囲内において指定管理者に支払う。

なお、予算額は3年間で19,041千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

委託された管理運営経費については施設を運営するために使用するものであり、管理を任された管理者の団体の財産とならないよう注意すること。

※消耗品費、修繕費（軽微なもの）、光熱水費、保守点検料（消防設備、自動ドア）、エレベータ保安管理料等は指定管理者が管理運営経費から負担するものとする。

5. 利用料金制度

利用料金の受理の代行をお願いするが、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項の規定による利用料金制度は適用されない。ただし、自らが企画・実施する自主事業の収入等を自らの収入とすることができる。

6. 応募資格

（1）法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。ただし、法人格の有無は問わない。

（2）団体又はその代表者が次の事項に該当しないこと。

①法律行為を行う能力を有しない者

②破産者で復権を得ない者

③地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた者

④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加資格）の規定に抵触する者

⑤会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更正又は再生手続きを開始している団体

⑥国税又は地方税を滞納している者

⑦小郡市暴力団排除条例（平成22年小郡市条例第7号）第2条第1号に規定する暴力団等である者又はこれらと密接な関係を有している者

7. 提出書類

（1）指定管理者指定申請書

（小郡市高齢者社会活動支援センター条例施行規則（平成18年小郡市規則第2号）（様式第1号））

（2）事業計画書及び該当団体の組織図

（3）収支予算書及び自主事業予算書とその附属する書類

（4）定款又は寄附行為の写し及び登記簿の謄本（法人以外の団体にあつては、会則等）

（5）当該団体の前年度の貸借対照表及び財産目録

（6）前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要なものとして別に定める書面

8. 提出期間及び提出先等

（1）提出期間

令和5年9月1日（金）から9月29日（金）（土日祝日を除く。）

午前8時30分から午後5時まで

（2）提出先

小郡市市民福祉部長寿支援課

〒838-0198 小郡市小郡255番地1

- (3) 提出方法
持参のみ可
- (4) 提出部数
1 部

9. 選定基準

別紙「指定管理候補者選定基準」に基づいて選定を行う。

1 0. 指定管理者の選定

選定については、小郡市高齢者社会活動支援センター指定管理者選定委員会（以下この項において「選定委員会」という。）の協議を経て、市長が指定管理者の候補者の選出を行う。（候補者については、選定委員会にて聞き取り調査をする場合がある。）選定結果については、すべての申請者に対して通知を行う。

1 1. 指定管理者の指定及び協定書等

- (1) 指定管理者の候補者の選定後、施設の管理運営に関して詳細事項の協議を行う。
- (2) 候補者は、議会の議決を経て指定管理者と指定された後、前号の協議に基づき、市と協定を締結すること。なお、協定書については、指定期間を通じて基本的事項を定めた「基本協定書」と年度毎の業務に関する事項を定めた「年度協定書」の作成を行う。

1 2. 指定の取消し等

条例第10条の規定に基づき、指定の取消し等を行う場合がある。

1 3. その他

- (1) ひとつの団体が複数の提案（申請）をしてはならない。
- (2) 申請に要する経費は、すべて申請者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却しない。
- (4) 提出された書類は、指定管理者候補の選定以外には使用しない。
- (5) 提出された書類は、必要に応じて複写することがある。
- (6) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。
ただし、非公開とすべき個人情報等を除く。
- (7) 応募後の取下げについては、理由のいかんにかかわらず認めない。

1 4. 問い合わせ先

小郡市市民福祉部長寿支援課高齢者支援係
〒838-0198 小郡市小郡255番地1
電話 0942-72-2111 内線454